

権利制限の一般規定導入に関する意見

法制問題小委員会(第5回)

平成21年8月31日(金)

社団法人 日本映画製作者連盟 社団法人 日本映像ソフト協会
一般社団法人 日本動画協会 協同組合 日本映画製作者協会
社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 日本国際映画著作権協会

■「権利制限の一般規定」の導入に関する意見

1. 「権利制限の一般規定」導入の是非

「非」である。

2' どのような「権利制限の一般規定」を想定しているか

① ネットビジネスの発展を促進するために幅広い権利制限の一般規定を設けるべきという考え方。

② 補充的な権利制限の一般規定を設けるべきであるという考え方。

■「権利制限の一般規定」の導入に関する懸念

① の考え方については、

ある特定の産業を促進するために、既存の権利者の権利を犠牲にすることを「権利制限の一般規定」によって認めるべきではなく、論外である。

② の考え方についても、

(1)映画・映像作品は、マルチユースによって投下資本の回収をはかることを企図して製作されるため、権利者の許諾のない利用は、あくまでも限られた「例外」でなければならない。

(2)権利制限の一般規定によって、どこまでの利用が許容されることになるのか、具体的な基準が明らかではない。

■「権利制限の一般規定」の導入に関する懸念

- (3) 具体的な基準が明確でないため、各人が各人の判断で、勝手な主張をする恐れがあり、権利制限の一般規定に便乗した権利侵害行為の多発を招きかねない。
- (4) 何が自由利用になるのか、それが明確になっていれば、個別の権利規定を設ければよく、一般規定を設ける必要はない。
- (5) 侵害行為に対して権利者が司法の判断を求めることは形式的には可能であるとはいえ、権利者に大きな訴訟コストを負わせることになり、不当である。
- (6) 日本では、和解を好む法文化があり、このような法文化のもとで、判例の積み重ねが本当にできるのか。

■現行著作権法の下で生じた問題の有無

3' 特にない。

■検討に関して特に留意を希望する事項

4' 現行法の権利制限規定でも、幅が広すぎる部分がある。

この上に権利制限の一般規定が設けられると、更に権利者の正当な利益の保護をはかれなくなる。

近時は、権利制限の方向の議論がなされることが多いが、むしろ逆に、現行の権利制限規定のうち、スリー・ステップテストに照らして広すぎる部分を洗い出し、権利制限規定を縮小する方向での検討が必要ではないか。

<了>